

第4回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成26年10月14日(火) 14:00~16:30
会 場	芦屋市本庁舎南館4階第1委員会室
出席者	<p>委員長 大和 三重</p> <p>委員 宮崎 睦雄, 加納 多恵子, 内山 忠一, 柴沼 元, 小林 正美 佐野 武, 針山 大輔, 平馬 忠雄, 江尻 真由美, 鈴木 一夫, 高戸 るみ, 寺本 慎児</p> <p>事務局 福祉部高齢福祉課 木野 隆・高橋 和稔・下條 純 福祉部介護保険課 奥村 享央・山本 直樹・広瀬 香・浅野 理恵子 岡本 将太・南 由優 福祉部地域福祉課 細井 洋海 (株)関西計画技術研究所 上野 泉</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

1 議題

第7次芦屋すこやか長寿プラン21の計画素案

- (1) 基本理念
- (2) 基本目標
- (3) 施策の展開方向

2 資料

事前配布資料

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめ骨子案【資料1】」

当日資料

「芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会委員名簿」

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21見直しのためのアンケート調査報告書」

「地域見守りネットのリーフレット」

「配食サービスについて」

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画策定スケジュール」

3 開会

4 議事

(大和委員長)

最初の議事、第7次芦屋すこやか長寿プラン21の計画素案の基本理念について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局 木野)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21中間まとめ骨子案【資料1】の基本理念及び基本目標」について説明。

(大和委員長)

第7次芦屋すこやか長寿プラン21中間まとめ骨子案の基本理念及び基本目標についてご意見・ご質問をお願いします。

(宮崎委員)

高齢者の中には、知的障がい者の高齢者と精神障がい者の高齢者と身体障がい者の高齢者を含んだ計画内容になっているのでしょうか。

(事務局 奥村)

基本的には含んだ計画になっています。65歳以上の方が対象となっており、適用するサービスになりますと、その方の体の状態によって障がいのサービスが適しているのか、介護保険のサービスが適しているのかで異なります。

(事務局 木野)

第7次芦屋すこやか長寿プラン21中間まとめ骨子案11ページの他計画等との関係で、第2次芦屋市地域福祉計画の中に、第7次芦屋すこやか長寿プラン21や芦屋市障害福祉計画で互いに補っている状況です。

(小林委員)

第2次芦屋市地域福祉計画の中に含まれているそれぞれの計画は、何年ごとの計画になっているのでしょうか。

それぞれの計画は、第2次芦屋市地域福祉計画が基本指針になっているのでしょうか。

(事務局 奥村)

それぞれの計画によって策定年度は異なります。第2次芦屋市地域福祉計画は5年、第7次芦屋すこやか長寿プラン21と芦屋市障がい者福祉計画は3年です。

見直す年度もそれぞれ異なっておりますが、基となるのは第2次芦屋市地域福祉計画となっております。

(小林委員)

第2次芦屋市地域福祉計画がすべての総合的な計画になっているのですか。

(事務局 奥村)

一番総合的なものは、市全体の総合計画の前期基本計画です。

(小林委員)

第2次芦屋市地域福祉計画は平成24年度から28年度までの計画だが、今回の第7次芦屋すこやか長寿プラン21は第2次芦屋市地域福祉計画を踏襲したものを策定するのか、それとも新たなものを策定するという考えなのかどちらですか。

(寺本委員)

計画には上位計画と下位計画があり、総合計画は上位計画となっています。第2次芦屋市地域福祉計画は、地域福祉の推進にあたり住民参加を求める基本となる計画であり、地域福祉の視点で各種計画の共通の理念と基本方向を示す計画であるため、高齢者・障がい者・子ども等すべて含まれた計画となっています。

(小林委員)

第7次芦屋すこやか長寿プラン2-1策定にあたり、第2次芦屋市地域福祉計画から乖離していないかどうかを確認する必要性はないのでしょうか。

(寺本委員)

そうですね。乖離を確認するというよりも高齢者の福祉計画の中でも地域福祉が地域の中では基本となっていますので整合性は取らなければなりません。ただし、第7次芦屋すこやか長寿プラン2-1も前に進んでいきますので地域の関わりも変化していきます。その取り組みは状況に応じて地域福祉計画の中でも盛り込んでいくといったような関係性はあります。

(事務局 奥村)

図についてはわかりにくいところもありますので、次回までに修正したいと思います。

(大和委員長)

それぞれの計画が策定されていますが、整合性が保たれているのが重要であるというご指摘だと思いますが、それはちゃんと確認いただけるということですね。介護保険の制度が3年で変わるので、他の計画が追いつかないことが危惧されますが、この第7次芦屋すこやか長寿プラン2-1は上位計画である総合計画及び前期基本計画と第2次芦屋市地域福祉計画と整合性を取っていただきたい。

(事務局 細井)

地域福祉の視点から言いますと、障害福祉計画や芦屋すこやか長寿プラン2-1においても同様の表現になるようにしています。

(針山委員)

基本目標3の介護予防ケアマネジメントという用語がどこまで意味が伝わるのかと、基本目標4の介護保険サービスを充実して受けるという表現よりも地域生活を豊かにするという表現のほうが広がりがあるのではと思います。

(事務局 奥村)

今まで介護保険サービスを受けるという立場から記載されていますが、これからは適切にサービス利用いただく必要があるので、内容について検討します。

(内山委員)

基本目標3で地域において高齢者が自主的に介護予防活動に取り組むことができる環境が必要という部分の環境というのはどのようなことを指すのでしょうか。

(事務局 奥村)

市が事業を実施しているだけでは対応しきれないことも考えられ、自主的に取り組んでいただけるような内容を考えなければならないと思います。他市の事例でいいますと、簡単にできる体操プログラムを普及させるということがありますので、そのあたりを見習っていきたいと思います。この表現では想像しにくいということであれば表現を修正することも考えてまいります。

(内山委員)

環境が必要ですよという内容をどのようにするのですか。さきほど言われた体操プログラムを発信していくということであればそれもひとつですし、環境という表現がどのようなことを指すのかお聞きしたかった。

基本目標4で、医療ニーズの高い利用者をはじめとした様々なニーズに柔軟に対応というのは以前から取り組みなされていますから、今回改めて基本目標として前回と同様なのは構いませんか。

(大和委員長)

基本目標は前回と変更はありませんか。

(事務局 奥村)

前回から変更はありません。

(小林委員)

基本目標1で高齢者を地域で支える環境づくりの中で地域発信型ネットワークの充実を進めますという項目は、この仕組み自体の事務局は現在社会福祉協議会になっています。社会福祉協議会がしている事業において市全体なので含まれていると理解すればいいと思いますが、あえて基本目標で充実させるという表現を入れていいのかどうか。前回では事務局は市でしたが、今回は事務局が社会福祉協議会になっているので、表現をどうするのか検討されていますか。

(事務局 木野)

委員の仰るとおり、事務局は社会福祉協議会に代わっています。

以前は市が事務局をしていましたが、中身について現在は地域発信型ネットワークになっており、この表現については充実を進めるというよりは連携を進めていくという表現に変更したいと思います。

(寺本委員)

この地域発信型ネットワークは他の計画でもすべて含んでおり、社会福祉協議会が事務局であります。高齢者だけでなく障がい者や子どもも含めた地域での見守りを目的としたものになっております。

(大和委員長)

社会福祉協議会に委託されたのはいつからですか。

(内山委員)

2年前からです。

(大和委員長)

表現については連携していくという表現のほうが正しいということですね。

(事務局 細井)

社会福祉協議会の事務局は地域福祉課が担っておりまして、地域発信型ネットワークの上位・下位といいますと語弊があるかもしれませんが、一番上位の地域福祉推進協議会というのを社会福祉協議会とともに地域福祉課が事務局を担っています。

この地域発信型ネットワークを通じて支援が必要な方を発見したり、高齢者と障がい者の見守りをどのようにするかを話し合っています。

今後も高齢福祉課と障害福祉課と連携して協議していきたいと思います。

(小林委員)

基本理念の中に地域包括ケアという言葉が入っているが、これを基本目標に記載しなくていいのでしょうか。

(事務局 奥村)

地域包括ケアというのはいろいろな要素が含まれており、それぞれの目標に含まれています。医療・介護・住まい・予防・生活支援なので、基本目標1に医療があり、基本目標2には生活支援・住まい、基本目標3には予防、基本目標4には介護が入っています。

(小林委員)

地域包括ケアの具体化を目指すのであればもう少し付け加えたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局 奥村)

具体化とありますので、ご指摘どおり表現を変更します。

(高戸委員)

基本理念において。元気で活動的な85歳を目指すがありますが、なぜ85歳なの
でしょうか。

(事務局 木野)

前回の計画でも85歳でした。根拠を確認したうえで回答します。

(大和委員長)

では、調べて回答ください。他にありますか。なければ第4章の施策の展開につい
て事務局から説明いただきます。

(事務局 高橋)

施策の展開「1高齢者を地域で支える環境づくり」について説明

(大和委員長)

ありがとうございます。今の施策の展開「1高齢者を地域で支える環境づくり」に
ついてご意見ご質問ありますでしょうか。

(小林委員)

1-1「高齢者の総合相談体制の充実」の施策の方向に入っている「医療と介護の連
携に関わる取り組みの強化について」は、他に最適な項目はありませんがここに入れ
るのは違和感がありますがどうでしょうか。

最適な場所がなければ項目を追加しなければならないでしょうか。

(事務局 奥村)

確かに違和感があります。1-6の「認知症高齢者への支援体制の推進」に入れます
と、認知症に限ったものでもないため、最適ではありませんので結局ここに入ってい
ます。

(小林委員)

医療と介護を複合した相談というのはあると思います。相談だけの取り組みであれ
ばここでいいと思います。実質的に医療と介護を連携させるとした場合は、介護保険
制度の中で改正されている項目なので、表現の仕方を変えたほうがいいのではないで
しょうか。

(事務局 奥村)

相談しているうちに医療と介護の連携が必要な場合もあります。項目の場所と書き
方を検討します。

(針山委員)

総合相談としての連携も必要だが、支援の段階でも必要でもあるため、1-1の題名
に支援という項目を入れてはどうでしょうか

(事務局 木野)

委員の仰るように相談の段階でも医療と介護を連携させる必要はあります。
介護保険の大項目に入っているので考慮して文言を変更するのか項目を追加するの
かを次回提示したいと思います。

(加納委員)

地域の高齢者の中には認知症でありながら精神疾患を持っている人がいます。その
際に健康福祉事務所の関わりを期待するのですが、直接健康福祉事務所に依頼するよ
りも高齢福祉課に繋いでもらうことが多いので、医療というのは医師だけではなく、
健康福祉事務所を含んだかたちの医療としていただきたいです。

(事務局 木野)

医療といえば医師というイメージになるので、その点も踏まえて検討します。

(内山委員)

1-1で医療と介護の連携に関わる取り組みの強化について、表現が変わるということになったが、表題が変わるのか表記する場所が変わるのかどちらですか。

(事務局 奥村)

場所が変わるのではなく、表題の文言を変えることを考えています。

(内山委員)

医療・介護連携に関わる取り組みの強化に退院支援とあるがどのようなことを想定していますか。例えば医療連携室とケアマネジャーとの連携なのですか。見ようによっては早期退院を促進するように感じられてしまうのではないのでしょうか。

(事務局 奥村)

当然、早期退院を支援するのではなく、地域ケア会議の議題で取り上げる項目となります。ご本人が退院から在宅への移行がスムーズにできるように支援会議をしましょうということです。まだ、実現していませんが、その中に医療の方と介護職の方と専門職の方が話できる機会を作ることを想定しています。

(内山委員)

福祉現場と医療現場の課題について共有（市立芦屋病院との情報交換会の実施）とありますが、これ以外の共有は入ってこないのでしょうか。

(事務局 奥村)

現在行われているもののみ記載しております。内容については今後検討していく次第です。

(大和委員長)

さきほどからの意見でこの項目は中項目になる可能性があります。そのあたりも含めて検討してみてください。

(針山委員)

内山委員が仰っていたことは、厚生労働省医政局から出ている医療計画との整合性を取っていただければわかりやすいのではないのでしょうか。

(大和委員長)

内山委員が仰っていた市立芦屋病院との情報交換会の実施となれば市立芦屋病院とだけしか連携していないように思えてしまいます。具体的な例をあげるのであれば他にも記載すべきと考えます。

(事務局 奥村)

話が変わりますが、さきほどなぜ85歳なのかという話ですが、平成21年に総合的介護予防システムのマニュアル（東北大学）に介護予防と生活習慣病予防で活動的な85歳を新たに目指すという記載があり、そこから引用していると思われます。

具体的な年齢を入れるかどうかは検討させていただきます。

(鈴木委員)

さきほどの基本目標等で、連帯という言葉を入れることによって幅が広がると感じます。地域発信型ネットワークにおいて充実を進めるというのではなく、社会福祉協議会と連携を深めますという表現にしてはどうでしょうか。

(針山委員)

1-2の高齢者生活支援センターの設置数のことが記載されていないのですが、いかがでしょうか。

(事務局 奥村)

設置数を増やすことは考えていません。今後は事業が増えてきますので、その対応は考えないといけないと思っています。

(針山委員)

圏域の考え方も現状通りですね。人員体制は事業内容に応じて強化を検討するということですね。

(宮崎委員)

1-1で、介護サービスという記載であればヘルパーやケアマネジャー等が連想されますが、訪問看護・訪問リハビリが介護と医療の中間のようなものなので記載を追加いただきたい。あと、医師会の連携だけではなく、歯科医師会や薬剤師会を含めたかたちで記載いただきたいです。

(事務局 奥村)

訪問看護・訪問リハビリを記載します。医師会だけではなく、歯科医師会や薬剤師会を追加で記載します。

(大和委員長)

他になければ「2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」の説明に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事務局に説明をお願いします。

(事務局 下條)

施策の展開「2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」の説明

(大和委員長)

ありがとうございます。それでは項目2-1から2-4まででなにかご質問はありませんでしょうか。

(佐野委員)

2-2の介護現場への就労の促進というところが、今回から追加されているようでして、現在事業所として介護保険の担い手が不足しており、危惧しているところがあります。

現在の予防給付から地域支援事業に移行する中で、部分的に現行のサービスを移行する人やそうではない人がどのようになるのかイメージできていません。技術の支援や資格習得の支援をどのように考えていますか。

就労のマッチングをするのか、あるいは、シルバー人材センターの活用や現在元気な高齢者をどのように取り組むのか具体的にお考えはありますか。

(事務局 木野)

芦屋市では平成29年度から総合事業に移行していくにあたり、元気な高齢者を活用することを考えています。シルバー人材センターに限らず、新たな社会資源を探さなければならないと考えています。

(柴沼委員)

現在老人クラブに所属していますが、老人クラブの意義が変わっています。楽しいことをするだけでなく、社会奉仕を求められています。

2-1では、老人クラブ等の活動を支援するとなっていますが、活動は自治会と重複することが多い。健康づくりや介護予防はしているが、社会奉仕も求められているので、記載内容が異なると思います。

老人クラブの会員数が減っているのもそこに原因があるのです。我々の世代では小さい頃から社会奉仕活動をしてきているので慣れ親しんでいます。最近加入される

方は社会奉仕するという意識がありませんので考え方が違うのです。

そのあたりをPRしていただきたい。例えば、講座の中に地域社会への貢献を入れてもらいたい。若い世代が入りやすいように持っていきたいです。

(事務局 木野)

老人クラブ・自治会においても高齢化が進んでいるのは把握しています。今後は老人クラブが主となると思っています。両方とも地域で活動されているのは承知していますので、項目においては老人クラブの方針も踏まえて記載していますので、老人クラブがされている社会奉仕自体を否定するものではありません。

(大和委員長)

今委員からは老人クラブにおける課題をご説明いただいたと思います。

活動支援もさることながら老人クラブに加入される方の数も減少している中で、意識も変わってきているので、もう少し老人クラブの活性化を支援してほしいというご意見だと思います。

(鈴木委員)

基本的には芦屋すこやか長寿プラン21ですから、長寿についてどれだけ方策が示せるかということですから、地域が地域を支えるあらゆるところですべての問題を解決するには自治会との連携がキーワードになると思います。

シルバー人材センターとして関わっていますが、はつらつ館ができたわけですから、いろいろな講座を行い受託事業や独自事業を行い、市民を含めていろいろな関わりを持つべきである。地域の会議に自治会の会長が参加しないので、なかなか地域に落とし込めない現状があります。

自治会は市内に60近くありますから、いかに市と自治会が連携するかで、介護等の問題解決にあたれるのではないのでしょうか。

(大和委員長)

連携は大切なことです。自治会は項目2だけでなく、1-4地域の見守り体制でもありますようにいろいろなところで関連してくると思います。今度の介護保険の改正についても、地域で強化していかないといけないということです。

(針山委員)

2-2の就労支援の充実において、若年性認知症の方の就労に関してどのように取り組むのか今後重要な課題になると思います。

若年性認知症の方で就労を希望していてもハローワーク等で探しても繋いでもらえていません。

(内山委員)

芦屋すこやか長寿プランに若年性認知症の問題を入れるのは難しいと思います。

(事務局 木野)

委員の仰るとおり、計画にいれるのは難しいと思います。

(事務局 浅野)

どこに記載するかですが、若年性認知症の方の支援は、高齢者生活支援センターに認知症地域支援推進委員を配置することを盛り込んでいるので、役割のひとつと考えています。

地域支援推進委員が就労支援に直接かかわるのは難しいですが、相談として関わりを持つことは可能と考えます。

(大和委員長)

なかなかそこまで説明を加えるのは難しいですね。

(事務局 奥村)

該当する場所とすれば1-6に「認知症高齢者への支援体制の推進」があります。高齢者ではないので、相応しいかは別として、そこになると思います。

(内山委員)

2-1の「自主的な活動の促進」の中にある若手シニアというのはどの年代を想定しているでしょうか。

国連では60歳以上であり、南米では65歳以上であり、日本では65歳以上です。

若年シニアの定義が不明です。

(事務局 奥村)

想定している年代としては60歳から70歳までです。確かにわかりにくいので、違う表現にします。

(大和委員長)

ここで前期高齢者という表現にするのも違和感があります。英語では「YOUNG OLD」といいます。

(事務局 木野)

老人クラブの若手シニアの新規加入者が少ないということからきています。老人クラブは60歳から加入できるのですが、なかなか60歳で加入される方が少ない状況です。

実際の活動は70歳代になっているので、60歳になった頃に加入していただき、地域活動に協力いただきたいという考えです。

若手シニアと表現に定義はありませんので、表現を変更します。

(宮崎委員)

禁煙の項目は入れられないでしょうか。喫煙率の低下と喫煙場所の確保ということも含めることはできませんか。

(事務局 奥村)

他の計画にあるかもしれませんが、保健の計画を確認して検討します。

(大和委員長)

2-1の「自主的な活動の促進」では現状と課題で1項目ずつ記載されていますが、他の項目では現状と課題がまとめられています。なにか理由はありますか。

(事務局 奥村)

現状と課題は評価委員会の意見を受けて作成していますが、今回は骨子案なので、次回では文章にして記載します。

(大和委員長)

P100のあしや市民活動センターの活動の推進が前計画では分量があったと思いますが、今回1行だけになったのには理由がありますか。

(事務局 木野)

以前は市民活動団体の育成や支援をしますや、継続的に支援していきますとなっています。あしや市民活動センターの所管は市民参画課となり、福祉の立場では支援や連携という表現になります。

(小林委員)

活動の推進という表現も変更する必要があるのではないのでしょうか。市民参画課と連携のほうがよいのではないのでしょうか。

あと、ボランティア活動推進のところの社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターのコーディネート機能及び相談体制の強化が前計画と同じです。

本当に強化が必要なののでしょうか。評価をしているかどうか不明ですが、前計画と同じ表現になっているのはどうなののでしょうか。

(事務局 奥村)

地域支援事業の新総合事業が始まるので、その中ではボランティアの存在が重要な役割になってくるので、強化という表現にしています。

地域支援事業の新総合事業にはボランティアをコーディネートする機関を設置するように記載されています。どこに設置するという指定はありませんが、他市の多くは社会福祉協議会に設定する予定と聞いています。

まだ、社会福祉協議会に正式に依頼しておりませんので、具体的に記載できていません。

(小林委員)

市の統括している活動内容を評価するのはわかりますが、十分に協議されている場合は別ですが別団体が行っていることまで評価するのは行き過ぎではないのでしょうか。

あしや市民活動センターはNPO法人が運営を行っており、登録団体を増やすというのはボランティア団体を増やすという意味なののでしょうか。

ボランティア活動の推進は社会福祉協議会が中心に担っていますが、あしや市民活動センターではボランティア活動の推進を今後は担っていないと考えればいいのでしょうか。

(事務局 奥村)

全く担っていないというわけではなく、主は社会福祉協議会になります。地域支援事業に関わらず、ボランティア活動を活発にするのは二つの意味があり、支援が必要な方に提供することと、ボランティア活動に関わる人が増えると元気になるという点です。

(小林委員)

ボランティア活動というのは社会福祉協議会やあしや市民活動センターだけが行っているものではなく、他にもボランティア活動している団体がありますので、そこの連携という項目はないのでしょうか。結果的に社会福祉協議会が行うのは構わないですが、他のボランティア活動している団体と連携せずに社会福祉協議会と決めている理由がわかりません。

(鈴木委員)

すこやかで元気な高齢者が高齢者への居場所と出番を行政が確保するべきではないのでしょうか。それが保険料の削減に繋がると思います。

(大和委員長)

あしや市民活動センターはNPO団体ですか。

(事務局 奥村)

運営はNPOが行っています。

(大和委員長)

NPO団体であればそのことを入れたほうがいいと思います。

(大和委員長)

他になれば次の項目に移ります。

(事務局 浅野)

施策の展開「3 総合的な介護予防の推進」の説明。

(大和委員長)

ありがとうございます。こちらはこれから決めていくことが多く、平成28年の上

半期に具体化されると思われます。不確定な部分が多いですが、ご質問はありますか。
(内山委員)

P110の「介護予防事業の評価」という項目ですが、介護予防事業の実施主体と高齢者生活支援センターの連携強化という施策の方向の評価という言葉と結びつきません。

(事務局 奥村)

ご指摘のとおり、修正します。

(加納委員)

高齢者生活支援センターが3か月という期間で集会所にてさわやか体操をしてもらっていますが、その後は地域の福祉委員が自主的に運営していますが、それは項目として入りませんか。

3か月ではなく、その後も継続して支援してほしいです。

(事務局 浅野)

今年度の自主グループの支援については、高齢者生活支援センターの介護予防教室に参加された方が自主的に開催するのは難しいので、トレーナーを派遣する事業を利用いただき、その中で開催いただければと思います。

トレーナーを派遣した後、どうするかは高齢者生活支援センターと相談していますが、いきいき百歳体操のDVDを提供させていただくか、費用は発生しますがトレーナーの方と継続に契約いただく方法があります。

(加納委員)

トレーナーの謝礼分は社会福祉協議会に出ていると思います。

3か月だけの支援ではなく、継続して支援することによって介護予防になりますし、仲間づくりにもなり、居場所づくりにもなり、生活リズムもできると思います。

継続してできるように行政も支援すべきではないでしょうか。

(事務局 奥村)

自主的に実施している場合や高齢者生活支援センターが手伝っている場合などがあり、いろいろ選択できるように考えています。

(加納委員)

トレーナーからすれば社会福祉協議会のグループで参加するのは構いませんが、個人の依頼では行きませんという方がいます。そのあたりはどこの項目になるのですか。

(大和委員長)

どこのあてはまるのかを決めるのは難しいです。介護予防の一環で日常生活支援総合事業に含まれる可能性はあります。

他になれば次の項目に移りたいと思います。

(事務局 広瀬・山本)

施策の展開「4 介護サービスの充実による安心基盤づくり」について説明。

(大和委員長)

ありがとうございます。ご質問ありますでしょうか。

(平馬委員)

全般に関わることですが、高齢福祉課と介護保険課以外の部署に関わる部分は事前に現課に承諾を得ているのでしょうか。

(事務局 木野)

スケジュールをご覧ください。スケジュールの中に課長級を対象とした本部幹事会や部長級以上を対象とした推進本部で意見調整する予定になっています。

(平馬委員)

項目ごとに進捗状況を原課に照会して評価しているのでしょうか。

(事務局 木野)

項目ごとに原課に照会して評価しています。

(平馬委員)

施策の推進に必要なもので相談件数等は数値目標について記載いただきたい。

(事務局 木野)

数値は後ほど記載いたします。

(針山委員)

4-1のケアマネジャーへの支援の強化については、介護支援専門員の協会は居宅介護支援事業のケアマネジャーが地域のケアマネジャーを支援するということを推進しているので、ここには高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーと記載されていますが、居宅介護支援事業のケアマネジャーも記載してほしい。

(事務局 奥村)

わかりました。

(内山委員)

4-1で情報提供、公聴の充実にインターネットという言葉が出てきましたが、ケーブルテレビというのは普及率がほとんどないので、ここで記載するのはどうなのでしょう。インターネットという記載を入れたほうがいいと思います。

(事務局 奥村)

わかりました。ケーブルテレビについては、芦屋市では定期的に番組放送しており、街ナビもありますので、視聴率は少ないかもしれませんが選択肢を増やす意味でも入れておきたいです。

(内山委員)

P116の医療系サービスとの連携強化という課題を書いています。施策の方向にありません。同様にP117の入所待機者の解消も施策の方向にありません。

課題にあげているのであれば施策の方向になんらかのかたちで記載すべきと考えますのでご検討ください

P117の入所待機者の解消というのは数値の把握はされていますか。

大阪府では毎年1回施設に待機者の名簿を提出させて本人にも意向確認をしています。それと他の市では要介護度を下げると補助が出るというような施策があります。

(事務局 奥村)

市内の待機者で複数申し込まれている場合は名寄せして把握しています。

介護度を下げると補助を出す制度は芦屋市にはありません。

(大和委員長)

配食サービスの議題について説明をお願いします

(事務局 木野)

配食サービスについては次回にご意見いただくようにします。

配食サービスについては普通食と治療食があります。

治療食については介護保険の特別会計より支出されております。

普通食については自己負担500円・補助金220円となっており、提供しているのが芦屋ハートフル福祉公社とあしや喜楽苑となり、地域割しています。

平成5年より普通食の提供を開始していますが、年々減少傾向にあります。

多いときには500人ほどの利用者がいましたが、平成25年度では294人にな

っています。

普通食の配食サービスについては民間事業者も増えてきており、値段も600円以内で提供されています。

その中で西宮市と伊丹市が廃止しており、芦屋市も補助をなくして地域みまもり事業へ移行していくことを考えています。

次回はその点を踏まえてご意見いただければと思います。

(大和委員長)

ありがとうございます。時間になりましたのでこれで終了します。

閉 会